

意匠の類似

— 我が国における判断手法と判断主体

中川裕幸 (中川国際特許事務所・弁理士)

*Similarity of Industrial Designs :
How and Who Judge the Similarity of Industrial Designs in Japan*
Hiroyuki Nakagawa
Patent Attorney, Nakagawa International Patent Office

2つの意匠が「似ている」「似ていない」など所詮は主観であろうという考えも当然有り得る。しかし、我が国の意匠法を読み直せば、全88条文(77条文+枝条13条文-削除2条文)中、26条文に「類似」が登場し、その多くが意匠権の範囲や登録要件にかかわる重要条文である。したがって、「類似」を主観で判断しては、意匠権の行使や意匠の登録は公平性を失し、我が国の意匠法は成り立たなくなってしまうといっても過言ではない。明治22年の意匠条例の制定から今年で122年が経過するが、我が国では、長年の議論の結果、特許庁、裁判所、学者、弁理士などの実務家が「類似」判断についての客観的な基準を構築するに至っている。今回は、我が国の意匠の「類似」判断システムについて総括してみたいと思う。

■キーワード 意匠の類似、物品の類似、形態の類似、類似の判断手法、類似の判断主体

1. 「類似」が判断される場面

「類似」は、同じ創作保護法である特許法や実用新案法には存在しない概念であり、また、意匠法のルーツとなった意匠条例¹に「類似」概念は存在しなかったが、現行意匠法においては「類似」は意匠制度全体においてきわめて重要なルールとなっている。意匠制度上、「類似」が判断されるのは、大きく分けて2つの場面である。権利行使時と登録審査時である。

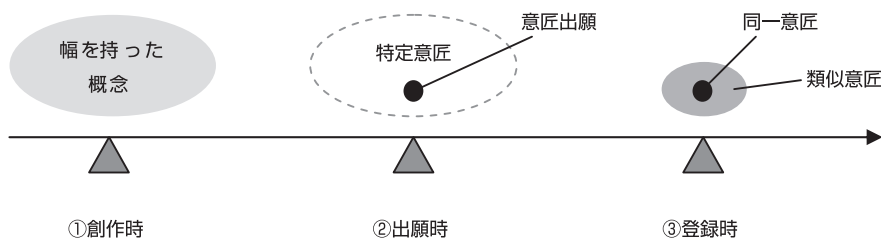
1.1. 権利行使時における類似

法23条前段において、意匠権は、登録意匠と同一の意匠のみならず、類似する意匠にまで権利が及ぶ、と規定している。

第23条 (意匠権の効力)
意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。(後略)

立法者が、意匠権を類似範囲まで及ぶこととした理由は、意匠は特許法が保護する発明や実用新案法が保護する考案と同じく、一定の幅を持った概念として創作されるものであり、その創作範囲を保護す

図1 出願時の意匠特定と権利範囲の拡張



るためには、登録された意匠を中心としてその類似範囲に権利を認めることが望ましい、と考えたからである²。

意匠の創作から権利化まで時系列的に、意匠の同一と類似との関係を図示すると、図1のような関係になっている。

すなわち、創作時には、意匠はアイデアとして一定の幅を持った概念として創作される(図1①)。そして、出願に際しては、その概念を図面に表し、審査対象として特定しなければならないため、1つの意匠を具体的に特定することとなる(同②)。しかしながら、特定された意匠が登録されるだけでは、創作した一定の幅を有する概念をカバーすることはできないため、その意匠(同一意匠)を中心として権利範囲を類似意匠まで広げることで(同③)、保護の適正化を図ることをしているのが、我が国の意匠制度である。

1.2. 登録審査時における類似

意匠権が上述のとおり類似概念を有するために、その反射的対応として、法は審査においても類似概念によって審査ハードルを高めている。意匠の登録要件として、新規性が求められるが、意匠法3条1項は次のように規定する。

第3条(意匠登録の要件)

1項 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

1号 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

2号 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠
3号 前2号に掲げる意匠に類似する意匠

すなわち、公知意匠(1号)と、刊行物記載意匠(2号)と同一の意匠は登録されないのみならず、それらの類似意匠も登録されない、との規定である。意匠法は、特許法と同じく、産業発達をその法目的としているが(1条)、類似範囲を拒絶するという審査ルールは特許法の進歩性要件(特許法29条2項)のような、技術思想のある程度大きな発展を促すためという理由ではなく、あくまで、意匠の創作はコンセプトであり物品の外観として現れるその周辺にも意匠の創作は存在する、との考えに基づく。意匠法3条2項が求める創作非容易性要件と立法趣旨を異にする。

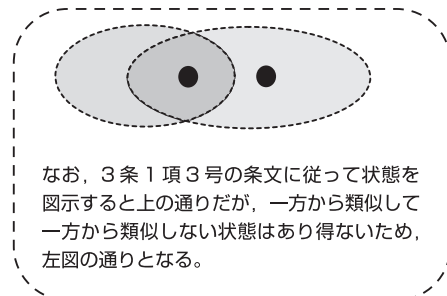
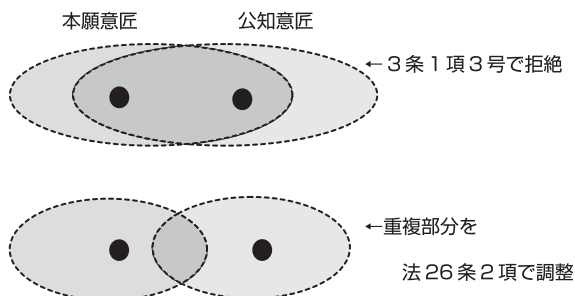
1.3. 「類似」間の権利調整

ここで注意が必要なことは、法3条1項3号の審査の対象になる意匠は、出願意匠そのもの、つまり同一意匠だけであって、登録されれば法23条によって権利範囲となる出願意匠の類似範囲については審査の対象としていないことである。

そして、もし対比する相手が現在も意匠権が存続する他の登録意匠であれば、その類似範囲も含めて権利の蹴り合い状態が発生することとなり、両者間になんらかの権利調整が必要となってくる。

意匠法は、次の意匠法26条を置いて、先行願を基準にして「抵触関係」を定め、類似範囲同士の蹴り合いの調整を行っている。

図2 3条1項3号と26条2項の関係



第26条 (他人の登録意匠等との関係)

2項 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

「類似」と「抵触」関係を、図示すると、図2のようになる。

2. 物品と形態の二元構造

我が国の審査において、意匠の「同一」と「類似」は、物品と形態との二元構造によって判断されている。意匠は、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」(すなわち、「物品の形態」と定義されており(意匠法2条1項)、意匠は物品と形態の2つの情報があって初めて、特定されると考えるからである。よって、例えば意匠の形態を特定する図面が添付されていても、願書に物品が記載されていないければ、意匠出願は拒絶されることとなり(意匠法6条1項3号)、出願日は認定されない。

2.1. 審査における意匠の「同一」と「類似」

以上のような物品と形態の二元論を基礎として、我が国において、意匠の「同一」とは、物品が同一で形態が同一であることいい、また、意匠の「類似」とは①物品が同一で形態が類似の場合、②物品が類似で形態が同一の場合、③物品が類似で形態も類似である場合の三態様をいう(図3参照)。

例えば、Aという形態を有するシャープペンシルの意匠が存在したとして、Aという形態を有するボールペンの意匠、A'という形態を有するシャープペンの意匠、A'という形態を有するボールペンの意匠はそれぞれ類似の意匠となる。

図3 物品と形態の二元構造

	形態同一	形態類似	形態非類似
物品同一	同一	類似(①)	非類似
物品類似	類似(②)	類似(③)	非類似
物品非類似	非類似	非類似	非類似

また、この考えにしたがえば、全く同じ形態であったとしても、物品が非類似なら意匠は類似しないこととなる。例えば、Bという形態を有するコップの意匠があったとして、全く同じBという形態を有していても、コップと非類似物品である花瓶の意匠は類似しない。意匠の専門家内で「物品が異なれば、意匠は異なる」という格言がよく口にされるが、これは、この「意匠権は非類似物品には権利が及ばない」ということを意味するものである。

2.2. 司法の判断

このような物品と形態の二元構造による意匠の「同一」及び「類似」は、昭和34年に現行意匠法が制定されて以来、長年、意匠の審査において採用されてきた手法であるが、昭和49年の「可撓性ホース事件」³の最高裁判所の判決において、この二元構造の考え方は肯定されている。同判決において、最高裁判所は「登録を拒絶するためには、まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても(筆者註:「形態自体においても」の意味であろう)同一又は類似と認められるものでなければならない」と判示している。

2.3. 世界共通ではない物品と形態の二元構造

もっとも、すべての国が、意匠の特定を物品と形態の二元構造で行っているわけではない。例えば、ヨーロッパ意匠法を見ると、我が国と同様に意匠の製品名を願書に記載しなければならないが(欧州共同体意匠委員会規則第1条(1)(d))⁴、一方で、その製品名の記載は、出願日の認定要件には含まれていない(欧州共同体意匠委員会規則第10条(1)(2))⁵。

これは、ヨーロッパ意匠法においては、形態の中に物品の情報が含まれている、と考えるからである。

例えば、明らかにハサミの図面が添付されていれば、その製品名がハサミであると後日に願書に記載することになら問題はなく、出願日認定に影響を与えない補正で対応可能となる。「物品が特定されない限り、意匠は特定され得ない」という我が国の考えとは一線を画す考えである。

3. 「類似」の判断手法

上述のように、我が国では物品の類似と、意匠の類似によって意匠は特定されるため、それぞれの類似の判断基準を有する。我が国の意匠審査は、次の基準にしたがってそれぞれを判断している。

3.1. 物品の「類似」

物品の「類似」について、法律上の規定は存在しないが、審査においては、物品の「同一」及び「類似」は、物品の機能及び用途から判断する。両意匠の物品を対比し、機能及び用途が同一ならば、物品は「同一」と判断し、機能及び用途に共通性があれば物品は「類似」と判断している⁶。

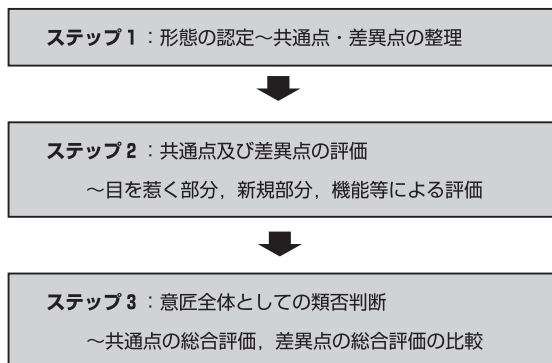
物品の用途とは、物品の使用目的であり、具体的には筆記（万年筆やボールペンが属する）、映像の表示（テレビやPCモニターが属する）、通信（携帯電話やトランシーバーが属する）などの使用目的が考えられるであろう。また、物品の機能とは、物品の使用目的を達するための手段であり、具体的には万年筆であればインクをペン先の流路を通して紙上に導出させる手段をいい、ボールペンであればインクをペン先のボールを回転させて紙状にインクに固定する手段と考えられるであろう。

この物品の類否をその用途と機能によって行うことについては、過去「薬品保管庫事件」⁷などの判決によって、司法上も肯定されている。

なお、かつては、用途が同一で機能も同一なものを「同一物品」とし、用途が同一で機能が類似なものを「類似物品」とする、用途を上位に機能を下位において階層的に捉える考え方があったが⁸、用途と機能の不可分一体性を鑑みて、現在の審査では、そのような定義は採用されていない。

また、例えばラジオ付ハンディライト、ドライバー

図4 意匠類否判断スキーム



付携帯ナイフ、ビデオ付テレビなどと言うように、複数の機能を1つの物品に複合した多機能物品も存在するが、多機能物品とその機能の一部を有するに過ぎない単機能物品との対比において、両者は類似する物品となるとした「増幅器付スピーカー事件」判決も存在する⁹。

3.2. 形態の「類似」

形態の「類似」についても、同様に、法律上明確な規定は存在しないが、我が国の意匠審査においては、次の図4に示すようなステップを踏んで、その審査が行われている¹⁰。

まず、第1に出願意匠と対比意匠のそれぞれについて「形態の認定」を行って、共通点と相違点に整理する。次に、それぞれの機能的特徴点や他の先行意匠を考慮しながら「共通点と相違点の評価」を行う。そして、最後に、共通点、差異点の評価結果の基づき「共通点と相違点の評価の比較考量」を行って、両者が類似するかないかの最終決定を行う。以下それぞれについて詳しく見ていく。

3.2.1. 形態の認定

形態の認定は基本的に肉眼で認識できるレベルで行われ、拡大鏡などで認識するようなレベル（例えば、円筒状の顆粒薬品など）といった形状は考慮する対象としない。また、形状の認識は、通常その物品が用いられる状態で行い、冷蔵庫などの重量物である物品を天地ひっくり返して評価するようなことは行わない。

そして、形状の認識は大まかな構成をとらえ（こ

れを基本的構成態様という), その構成に施されたより細かな構成(これを具体的構成態様という)を見ていくというように、階層的に認定する。

そして、階層的に認識した構成を、対比する意匠間で共通点と差異点とに整理する。

3.2.2. 共通点及び差異点の評価

複数挙げられた共通点、差異点について、それぞれについて意匠的な評価を行う。審査基準には多くの評価基準が記載されているが、重要なものを挙げると次のようなものである。

評価対象が、物品全体に占める割合が大きければ高く評価され、小さければ低く評価される。例えば、物品がキャスター付旅行カバンである場合、キャスター部分の形態が異なっていたとしても、カバン本体の形態が共通しているならば、カバン本体は物品の大半を占めるため、類似として高く評価されるであろう。

また、評価対象が、需要者が関心をもって観察する部分であれば、高く評価され、そうでなければ低く評価される。例えば、物品が炊飯器である場合、そのスイッチ部が共通点であれば、同部分は需要者である操作者が注意して観察する部分であろうから、類似として高く評価されることとなる。この評価手法は過去の「スプレーガン事件」¹¹などの判決に基づく。

また、その物品分野の他の先行意匠群との比較において、その共通点または差異点が、ありふれた形状であれば低く評価され、新規なものであれば高く評価される。この評価手法は過去の「物干竿事件」¹²や「乱れ箱事件」¹³などの判決に基づく。もっとも、もし先行意匠群との関係において新規な部分ではないからといって、その部分が意匠の要部となる場合もあるとの「弁当箱事件」¹⁴のような判決も存在する。

さらに、その共通点または差異点がたとえ物品の機能に基づき選択された形態であっても、それが造形的な自由度があり、その形状でなければならぬ必然性がない場合は、意匠的に評価する。これは、例えば、自動車の流線型外観が空気抵抗を減らすための機能を実現するためのものであるからといって、流線型形状は多様なバリエーションが考えられ

図5 意匠類否の最終判断

共通点の総合評価<差異点の総合評価⇒意匠非類似 共通点の総合評価>差異点の総合評価⇒意匠類似

るため、機能的形状を理由としてこの部分の評価を低くするものではない、といった意味である。フェラーリ 250 とボルシェ 911 はいずれも流線型外観を有するが、全く異なる意匠であることを思い起こせば、当然の審査基準であろう。これは、「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠」を不登録事由とした法5条3号との衝突を交通整理をするために設けられた基準である。

3.2.3. 意匠全体としての類否判断

以上、共通点、差異点のそれぞれを、上述のように評価したうえで、意匠全体で両意匠が類似するのかが、類似しないのかを最終的に判断する。

図5に示すように、両意匠の比較において、差異点の総合評価が共通点の総合評価を凌駕すれば両意匠は非類似となり、反対に共通点の総合評価が差異点の総合評価を凌駕すれば、両意匠は類似と判断されるわけである。

例えば、共通点が3つ、差異点が2つに整理されている場合であって、共通点の1つに高い意匠的评价、2つに低い意匠的评价が与えられ、差異点の2つに高い意匠的评价が与えられたのであれば、差異点の総合評価が共通点の総合評価を凌駕し、両意匠は非類似と判断されることになる。また、同じ状態で、共通点の1つが高い意匠的评价が与えられ、2つに低い意匠的评价が与えられたとしても、差異点の2つに低い意匠的评价が与えられたのなら、その1つの共通点が効くことで共通点の総合評価が相違点の総合評価を凌駕することになり、両意匠は類似と判断される。単純に、共通点、差異点の数の問題で比較するわけではないことに注意が必要である。

3.2.4. 判断の具体例

以上説明した手法が、実際の審判において、どのように使われているかを、具体例を挙げる。意匠にかかる物品「ライター」についての平成5年審判第12783号(拒絶査定不服審判)では次のような手順を追って類否判断を行っている。

同事件の審決においては、まず、「本願の意匠と引用の意匠とを比較すると、両意匠は同一の物品と認められ、その形態については、以下の共通点と差異点がある」と述べ、その物品の同一を確認し、その後の形態の類否判断に移行している。

そして、両意匠の形態を比較し、「両意匠の共通点としては、…」[他方、両意匠間の差異点としては、…]と共通点、差異点を整理している。

次に、「前記共通する具体的態様のうち、とりわけ本体の平面形状を四隅を隅丸とし長辺部をやや膨らませた点と相俟つて、両意匠の全体の基調を顕著に表出し、類否判断を左右するところと認められる」「差異点として挙げた、1)本体の上端における帯状面の有無にみられる差異は、…(中略)…この物品分野において本願の意匠と同様な帯状面を設けること自体は、例を挙げるまでもなく極めてありふれて特徴がない」「2)本体形状にみられる差異は、略楕円柱状と略横長三味胴柱状の両形状とも、この種ライターの本体形状としては極くありふれたものであり」と言った具合に、共通点、差異点のそれぞれについて意匠的評価を加えている。

そして、「上記の差異点を総合しても、前記両意匠の共通点を凌駕して別異の印象をもたらすほどのものとは認められない」「以上のとおり、本願の意匠は、引用の意匠と意匠に係る物品が一致し、形態においても、両意匠の形態の全体の基調を顕著に表出し、類否判断を左右するところにおいて共通するものであるから、前記差異点があつても、結局、引用の意匠に類似するものと認められる」というように、それぞれの共通点、差異点の総合評価を比較して、意匠全体として両者は類似すると結論づけている。

この事例は、拒絶査定不服審判であるが、無効審判においても同様な類否判断手法が取られている。

4. 「類似」の判断主体

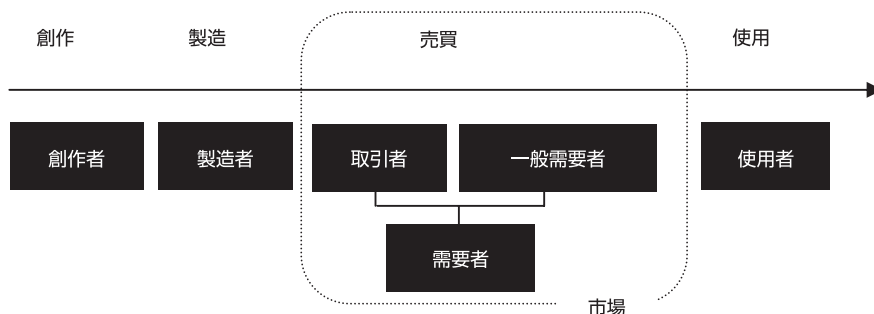
意匠は、それが創作されて、製品として製造され、市場に並べられ、そして、その後、使用される一連の過程において、多様な人間がかかわることとなる。これを図示すれば、次の図6のようになる。

すなわち、物品の形態として意匠を創作する現場においては創作者が、物品が製品として製造される現場においては、製造者が存在する。続いて、その製品が商品として市場に並べられた場合には取引者並びに一般需要者が、そして購入された商品が需要者によって使用される際には、そこに使用者が存在する、といった具合である。これらの人間が有する、先行意匠や意匠創作の知識量や美観を判断するポイントなどは、それぞれ異なるのであるから（創作者と一般需要者では美観のポイントが異なる場合は当然あり得るであろう）、誰が意匠の「類似」を判断するのか、について明確でなければたとえ上で説明した判断手法が存在したとしても、客観的・統一的な答えを出すことは難しくなる。そのため、意匠の類否判断主体の問題は長年議論されていた問題であったが、これは以下に説明する最高裁判決並びに法律改正によって一応の終結をみることとなった。

4.1. 登録意匠の「類似」の判断主体

意匠法 24 条 2 項は次のように規定する。

図6 意匠にかかわる主体の変遷



第24条（登録意匠の範囲等）

2項 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

この規定は、平成18年の意匠法改正の際に導入された規定であり、後述する最高裁判決において、意匠の「類似」の判断主体は一般需要者であると判示されていたが、その後の下級裁判所の判決や審判において創作者を判断主体として結論を出すこともあったため、統一的な運用を目的として判断主体を需要者と規定した。

需要者とは、市場での購買者である一般需要者のみならず、製造者から製品を購入して市場に導入する取引者も含むと解されている¹⁵。

なお、同法には「登録意匠」と規定されているので、この条文をもって以下の審査の対象となる出願意匠の「類似」の判断主体の根拠条文とはならないことに注意が必要である。

4.2. 出願意匠の「類似」の判断主体

審査時における、意匠法3条1項3号の「類似」の判断基準について、明確な規定はない。しかしながら、前出「可撓性ホース事件」¹⁶の最高裁判決はその判断主体が一般需要者であると判示している。

発明が直接的に産業発達に結びつく特許法の法目的と異なり、意匠の創作が市場を含めた産業活動に応用され、それを通じて産業発達を達成することができることで意匠の法目的は達成される。このため、意匠はその創作のみならず、市場における意匠の評価が重要となるからであろう。

上記判例では、意匠の「類似」の判断主体は「一般需要者」と判示されたが、上述した意匠法24条との整合性を考慮して、審査実務では取引者を含む「需要者」を判断主体としている¹⁷。

4.3. 判断主体「需要者」と混同説

意匠の「類似」を判断する基準として、商標と同じように、市場においてその意匠が他の意匠と混同を生じるか否かを問題とすべきとの考えが存在する。いわゆる混同説と呼ばれる考え方である。法

24条2項の制定によって「類似」の判断主体が需要者と明記されたことから、この混同説が採用されたと説明される場合があるが、それは誤りであろう。

意匠法は、その法目的を再度引用するまでもなく創作保護法である。商標法のようにその市場での評価が問題となる標識保護法ではない。市場を水面に例えれば、商標法上の「類似」の判断は、投げ込んだ石によって水面に形成される水紋を評価するようなものである。商標は選択物であるから、投げ込む石を評価する必要はない。これに対し、意匠は創作物であるから、意匠法上の「類似」の判断は投げ込む石の形状を評価して行う必要があり、投げ込んだ後にできる水紋は石の形状の判断を行う場合に考慮される1つの間接情報であるに過ぎない。

一方で、創作者であるインダストリアルデザイナーは、芸術家と異なり、市場を意識してその創作を行う¹⁸。その違いは、前者が実用品を創作するのに対して、後者は鑑賞品を創作するという点に求めることができる。すなわち、意匠の創作者は、自分が創作する意匠が需要者にアピールし、使用者によって使われて評価されることを理解しているであり、意匠の創作は市場（さらにその後の使用の現場）が存在してこそその作業なのである。法が意匠の「類似」の判断主体を需要者に置いたのは、まさに、創作者自身が、需要者を意識して意匠の創作を行っているからであり、その点において、当然の結論であったと思われる。

混同説に対し、創作が市場に与える影響から意匠の「類似」を論じる需要喚起説（あるいは需要説）¹⁹が存在する。この説は創作を切り離して議論する混同説とは一線を画し、市場を創作者の視点から捉えるものである。上述のような、創作者の考えを考慮すると、この需要喚起説が、意匠創作の現場にもっとも近い考え方であるように思われる。

5. 総括

我が国の意匠法制度は、「類似」を意匠保護の概念に取り込んで構築されているが、それを担保するため上述のような「類似」の判断について客観的な手法を構築している。確かに、「類似」の判断は、

それが美観というそれぞれの個人の感性に基づいていることから数値化することは難しいが、そういった困難性がある中で現在の我が国の「類似」判断は、一定の客観性を担保していると言えるのではないだろうか。

注

- 1 「意匠条例」明治22年2月1日に施行された。我が国初の意匠保護に関する法律。なお、この条例では、登録された意匠の類似範囲までの保護を明確に規定していなかった。
- 2 『工業所有権法逐条解説（18版）』発明協会、p.1057に「意匠権は特許権、実用新案権と同じく抽象的なアイデアの保護に関する権利である。そして、特許権、実用新案権の効力は発明または考案の同一性の範囲に及びるのであるから、意匠権についてもそれと同様の構成で「登録意匠及びこれに類似する意匠」を業として実施をすることができるとした。」と記載されている。
- 3 「可撓性ホース事件」（最判 S49.3.19 昭和45（ツ）45）
- 4 「欧州共同体意匠委員会規則」には、次のように規定される。「第1条 出願内容
(1) 登録共同体意匠の出願は、次のものを含んでいなければならない。
…（中略）…
(d) 意匠を組み込む予定であるか又は意匠を適用する予定である製品に関する第3条（3）による表示。」
- 5 「欧州共同体意匠委員会規則」には、次のように規定される。「第10条 出願日に係る要件及び方式要件に関する審査
(1) 出願が次の事項を含んでいない場合は、商標意匠庁は、出願人に対して、出願日を認定することができない旨を通知しなければならない。
(a) 登録共同体意匠として意匠の登録を求める願書
(b) 出願人を特定する情報
(c) 第4条（1）(d)及び（e）による意匠の表示、又は該当するときは、見本」。
- 6 「意匠審査基準」22.1.3.1.2（2）に「物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に共通性があると判断するに十分である」と記載されている。
- 7 「薬品保管庫事件」（大阪高判 S56.9.28 昭和55（ヨ）1069）において、「物品の類否の判断は物品の用途と機能を基準としてすべきであって、物品の供給される市場が同一であるか否かは右判断の基準となり得ないものと解される。」と判示している。
- 8 高田忠（1983）『意匠』有斐閣、p.141, 142.
- 9 「増幅器付スピーカー事件」（東京地判 H19.4.18 平成18（ワ）19650）において、「本件物品は増幅器付スピーカー、原告製品は増幅器であり、両物品は同一ではないから、両物品の用途・機能等から、それらの類似性を検討すると、本件物品は、増幅器及びスピーカーという、2つの機能を有する、いわゆる多機能物品であるところ、増幅器の機能において、原告製品と機能を共通にするものであり、両物品は類似すると解される。」と判示している。
- 10 特許庁審査基準22.1.3.1.2に次のように規定される。「(1) 意匠の類否判断の観点
意匠審査において、類否判断は次の（ア）～（オ）の観点によって行われる。
（ア）対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断
（イ）対比する両意匠の形態の認定
（ウ）形態の共通点及び差異点の認定
（エ）形態の共通点及び差異点の個別評価
（オ）意匠全体としての類否判断
以上において、（ア）が物品の類否、（イ）乃至（オ）が形態の類否の判断手法である。」
- 11 「スプレーガン事件」（東京高判 S52.4.14 昭和45（行ケ）66）において、「意匠の類否を判断するにあたっては、意匠を全体として考察することを要するが、この場合、意匠を見る者の注意を最もひきやすい部分を要部として把握し、これを観察して一般の需要者が誤認、混同するかどうかという観点から、その類否を決するのが相当」と判示されている。
- 12 「物干竿事件」（大阪地判 S56.10.16 昭和53（ワ）4409）において、「一つの意匠の要部ないし特徴がどこにあるかをみる場合、公知意匠にない新規な部分であって見る者の注意を強くひく部分があれば、そこにこそ当該意匠の要部ないし特徴があるとよいと解される」と判示した。
- 13 「乱れ箱事件」（大阪地判 S59.2.28 昭和56（ワ）4926）において、「意匠の要部は、公知意匠にない新規な部分であって見る者の注意を強くひく部分にあると解される」と判示している。
- 14 「弁当箱事件」（大阪地判 H1.6.19 昭和62（ワ）8143）において、「登録意匠の要部を認定するに当たっては、当該登録意匠の分野における公知意匠を参照して、登録意匠のどの部分に創作性のある新規な部分があるのか、その程度はどのようなものなのかを把握して意匠の要部を定めなければならないのは当然であるが、公知意匠を巻的して要部を定めるとは、登録意匠の構成を分脱して、そのうちで公知意匠と同様の構成部分を含んだものがあれば、直ちにその部分の構成は意匠の要部にならないとすることを意味するものでないことはいうまでもなく（後略）」と判示している。
- 15 『工業所有権法逐条解説（18版）』発明協会、p.1059に「取引者及び需要者を意味する。最高裁判例上、意匠の類否判断の視点は一般需要者とされているが、当該最高裁判例以後、意匠の類否判断の視点を取引者、需要者としての裁判例が多く存在すること等を考慮し、意匠法においては、意匠の類否は、一般需要者ではなく需要者に起こさせる美感の共通性の有無に基づいて判断するものと規定した」と記載されている。
- 16 「可撓性ホース事件」（最判 S49.3.19 昭和45（ツ）45）において、「同条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている（法二三条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とする」と判示している。
- 17 「意匠審査基準」22.1.3.1.1に「新規性の判断時における意匠の類否の判断主体については、条文上は明確に規定されていないが、登録意匠の範囲を規定している意匠法第24条第2項において「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする」と規定されていることから、新規性の判断における意匠の類否の判断主体も、同様に需要者（取引者を含む）とする」と記載されている。
- 18 インダストリアルデザイナーの水戸岡鋭治氏は、デザインの手法について、著書『正しい「鉄道デザイン」』（2009、交通新聞社新書、p.119）の中で「プロセス1は、考え方をしっかり決めます。何のために、誰のためにするかを言葉として明確にする作業。プロセス2は、自分ではなく人の立場に立ってアイデアを検討する。まず利用者の側に立つ、次に製造者の側に立って、列車デザインを見ていきます。プロセス3は、コストパフォーマンス意識を徹底して追求する。…（中略）…プロセス4は、好み、趣味、アートは二次、三次で、道具として環境としての質の高さをチェックします」と述べている。インダストリアルデザイナーは需要者視線で創作をしていることがわかる。
- 19 加藤恒久（1981）『意匠法要説』ぎょうせい、p.22.